

使用料

種別	単位	区別		摘要
		市内に住所を有する者	その他の者	
12歳以上	1体	5,000円	40,000円	1 年齢は、満年齢とする。 2 1個とは、箱の大きさが長さ60cm、幅55cm、高さが45cm以内のものをいう。
12歳未満	1体	4,000円	32,000円	
死産児	1体	2,000円	16,000円	
改葬遺骨	1体	2,000円	16,000円	
身体の一部	1件	2,000円	16,000円	
汚物	1個	2,000円	16,000円	

備考

次に掲げる場合は、「市内に住所を有する者」として取り扱うものとする。

- (1) 遺体の場合 死亡者が死亡時に、又は死体火葬許可を受けた者が現に住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第6条の規定により、本市の住民票に記載されている場合
- (2) 死産児の場合 死産児の父又は母が前号の住民票に記載されている場合
- (3) 改葬遺骨の場合 申請者が第1号の住民票に記載されている場合
- (4) 身体の一部の場合 身体の一部を失った者が第1号の住民票に記載されている場合
- (5) 汚物の場合 病院等の所在地が本市のとき、又は申請者が第1号の住民票に記載されている場合